

令和5年度第1回 さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会 議事録

1 日 時 令和5年8月24日(木) 午後3時から午後5時まで

2 場 所 西会議棟 第5会議室

3 出席者名

【委員】

所 属 等	分 野	氏 名
浦和郷土文化会会長	郷土史	青木 義脩
公益社団法人さいたま観光国際協会事務局長	観光	金子 政浩
市民公募	公募委員	木本 和男
芝浦工業大学教授	まちづくり	作山 康
市民公募	公募委員	花井 紀子
宗教法人氷川神社権宮司	文化財所有者	東角井 真臣
大東文化大学教授	歴史	宮瀧 交二
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子

【オブザーバー】

埼玉県教育局市町村支援部文化資源課	主幹	内田 幸彦
-------------------	----	-------

【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
文化財保護課	課長	柴田 崇
文化財保護課	課長補佐	澤柳 秀実
文化財保護課 文化財保護係	係長	磨田 顕寛
文化財保護課 文化財保護係	主査	有山 麻衣子
文化財保護課 文化財保護係	主任	菊地 慶徳
文化財保護課 文化財保護係	主事	渡辺 竜行

4 欠席者名

【委員】

宗教法人慈恩寺代表役員	文化財所有者	大嶋 法道
さいたま市商工会議所理事	商工	吉沢 浩之

5 議 題

報告事項について

【参考資料】

- (1) 令和4年度第3回地域計画策定協議会
- (2) 令和5年度第1回文化財保護審議会

協議事項について

【会議資料】

- (1) さいたま市文化財保存活用地域計画（案）について

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

記

報告事項について

【参考資料】

- ・事務局より、1報告事項について説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

(内田主管)

令和5年度第1回文化財保護審議会議事録について、委員長とあるが、どなたが委員長なのか。文化財保護審議会の議事録については国に文化庁長官の認定を申請する際に添付資料として提出するものなので、発言者についてわかるような記載にしてほしい。

(宮瀧委員)

議事録についてICレコーダーを起こしただけのようで内容の整理がされていない。文化庁へ提出するのなら趣旨が通るよう、きちんと整理し検討して作成するように。

(渡辺委員)

省略しすぎても良くないので、話が通るよう整理してほしい。

(作山会長)

これについては文化財保護審議会の方できちんと議事録の確認をしていただければと思う。

(事務局)

もう一度時間をかけ見直しして、修正することとする。

協議事項について

【会議資料】 p. 2～18

- ・事務局より、2 協議事項（1）さいたま市文化財保存活用地域計画（案）
全体構成、序章について説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

(宮瀧委員)

序章で大事なところは p.12 からの計画をどのように実施していくかである。第 9 章 p.148 の歴史文化遺産の保存・活用の推進体制、そして p.14 に関わってくると思うが「計画の対象」「計画の期間」という表現がなじまないのではないか。今作成している計画書に基づいて、どういう人たちが今後何をやっていくのか、どのように展開していくのか、という話を「計画」と呼ぶのか。令和 6 年度から 7 年間、市民の皆さんがこの計画に基づいて動き始めることが「計画」なのか。それは「推進」「活用」ということではないのか。

(内田主幹)

行政的な計画というのは策定をした計画に基づいて実行に移していくことを計画、その期間を計画期間というので、書いてあることに間違いはない。
策定はあくまで策定で、計画には含まれていない。策定した計画によって実行に移していく期間を計画期間という。

(宮瀧委員)

だとすると、混乱するので第 9 章のほうを修正する検討が必要がある。

(宮瀧委員)

p.14 が一番大事だと思う。文化財保護課がプラットフォームになって市民の方をどう活用していくのか、p.14 の「地域団体」「文化財関連団体」「文化財所有者」等というのは、具体的にイメージしている団体があるのか。ないとすると、どのようにこれから組織して、この計画を 7 年間で実施していくのか。その道筋が、序章か 9 章に記載されていないと、ただのつまらないプランだけだと感じるが。

(事務局)

我々だけでは当然不可能であると認識している。市内には複数の郷土史を研究している団体や、審議員である青木義脩先生、浦和郷土文化会や大宮郷土史研究会、今現在文化財を

保存している地域の保存団体等、そういったところを積極的に活用していきたいと考えている。

(宮瀧委員)

今上がったのは「文化財関連団体」だと思うが、旧市に博物館があって、さいたま市立博物館があって、そういったところを活用するとか具体的な道筋を書かないと、非常に抽象的な書き方で実現性が乏しい。

(内田主幹)

先日事務局と話をした際、9章の文化財の保存活用推進体制のところ、行政・関係機関・審議会・民間団体について、具体的な団体の名称と活動の内容、行政機関については専門職員の数まで表形式にして書くべきであるというふうに伝えてある。

宮瀧先生がおっしゃったように、かなり抽象的な表現であるので、9章の推進体制のところに具体的に記載していただきたいと考えている。

(宮瀧委員)

次回までに具体的なイメージが湧くように進めていただきたい。

協議事項について

【会議資料】 p. 19～64

- ・事務局より、2協議事項（1）さいたま市文化財保存活用地域計画（案）
第1章から第2章について説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

(作山会長)

歴史的背景と文化的背景が分かれていてわかりやすい。一緒に記載して文化的背景の内容が省略されるのは嫌だなど思っている。細かい部分は資料編になると思うが、文化的活動や文化的景観が書いてあると、なるほどなど思うがどうか。

(花井委員)

p.48 年中行事の表について、県から指摘があったとのことだが、大宮にはないが浦和では実施している行事がある。さいたま市と一つまとめることができないところに、それぞれの地域の様子があって、面白いと思う。ただ中身は本当にこれで良いのか疑問に思う部分もあるが、見る人によっては、面白い資料になるのではないかと思う。

(内田主幹)

県の方で指摘しているのは、それぞれの手法によるものではなく、章ごとの機密な連携・

関係性が薄いということである。本来だとそれぞれの章の関係性は、この章を受けて次の章があって、というように続いていくことで、全体に繋がっていくものである。それぞれバラバラに書くことではないので、その視点から発言した。この章だけ見て不要と言った訳ではないのでご承知おきいただきたい。

協議事項について

【会議資料】 p. 65～76

- ・事務局より、2 協議事項（1）さいたま市文化財保存活用地域計画（案）
第3章から第5章について説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

（作山会長）

4章アンケートについては、資料編でいいと思う。一般市民の方が残しておきたい、継承していきたいものとする意見と、中学生が残しておきたいとするもの、そういったものを含めて総合的に考えるので、子供たちの意見だけでストーリーを作るのは無理がある。あくまで資料編で参考にするのがよいと思う。

（渡辺委員）

第5章について、最も大切な部分は、どこで何が調査され、何が調査されていないのか、である。資料編に入ることかと思ったが、ここにもストーリーがないとこの後に将来像が持たてられないのではないかと。

（事務局）

把握調査につきましては、旧4市で調査の方法が異なっているといった背景がある。今までの歴史の中でどのような調査をしてきたか、どういった課題があり、どう対応していくか、リストを提示するよう修正しているところである。

（宮瀧委員）

p.75 の5章2の把握調査の課題について、次の6章7章の表を見ると取組主体で市民の役割が少なく結局行政が主体となっている。もっと市民が主体であっていいと思う。第5章で職員が少ない、予算が少ないと示した現状で、行政が主体となって今後この計画を実施出来るのだろうか。書かれている課題がどう解消されていくのか、答えができれば良いが心配である。

（事務局）

ご指摘があったとおり行政がかなり主体となっている。p.86 ページ以降の表については、もう一度検証し、全体を見直しているところである。

- ・事務局より、2 協議事項（1）さいたま市文化財保存活用地域計画（案）
第5章から第6章について説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

（木本委員）

第5章 p.76 の今後の取組について、「歴史的文化遺産をどのように守っていくか」とあるが、そもそも「文化財保存活用地域計画」なのだから、ここに「活用」という言葉も入っていないといけないのではないか。

調査を受けて、目指すべき将来像があつて、第6章以降に繋がると思う。第6章の措置のところで計画が作られているが p.70 にあるアンケート結果を反映されるような計画を作っていないといけないのでは。せっかくのアンケート結果なのでこの文化財保存活用地域計画に、活かさないかと思うので、その充実というのを今後お願いしたい。

（宮瀧委員）

先ほど申し上げたとおり p.86 以降の表で取組主体に市民に「○」がない。市の職員が分身の術でもしないととてもできない。昨年も申し上げたがもっと市民の皆さんのマンパワーを活用したほうがいい。

茅ヶ崎市では連続 100 日間、平日は市民の方が講師となってイベントを実施している。さいたま市でも、市民の方でやっても良いと手があがるのではないか。そういった市民の方を文化財保護課でコーディネートして、この表の中で市民のところに「○」がつくよう考えたほうがいいのではないか。

（作山委員）

特に5章6章について、ネガティブなことを計画に書く必要があるのか。これでは内部向けの資料ではないか。市民が読むと考えると、どうかなのかと思ってしまう。

（宮瀧委員）

もっとこうしたいと市の幹部の方や財政の担当に見てもらう際に活用する資料に見える

（花井委員）

私も大宮郷土史会に入っている。地元のお祭りを拝見すると、有名なお祭りではないが、地域の方がすごく楽しそうにやっている。

この計画にはワクワク感を感じない。市民が参加して、さいたま市ってこんなところがあったのか、こんな発信をしてみようと思える気持ちがこの計画書を読んだときに出てくる

と、自分たちも何かできるのではないかと、といったきっかけを作る場になっておもしろいなと思う。現実には色々問題があると思うが、ワクワク感がみえてくるといいなと思う。

(作山会長)

私もそう思う。

協議事項について

【会議資料】 p. 93～147

- ・事務局より、2協議事項（1）さいたま市文化財保存活用地域計画（案）
第7章から第8章について説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

(作山会長)

p.93 の文化財保存活用区域について、審議会でもあったが、いくつかある文化財保存活用区域は重点地域のイメージだったが全市的に文化財保存活用地域を指定するのではなくて、いくつかの区域が文化財保存区域ということになるのか。

(内田主幹)

市町村ごとにやり方は違う。重点地域的なところをいくつか定めて、その場所を文化財保存活用区域という市町村もある。一方で、市の全域が必ずどこかの文化財保存活用区域に入るように配慮しながら線引きをしたり、一部の地域は重複しているケースもあったり、市町村の事情に応じて設定することが出来る。

(事務局)

6章についてが、全市的なエリアを含めた全体的なものに係ること。この中で特に文化財保存活用区域という重点的なものを5つ設定したり、文化財群というものを4つ設定している。

(作山会長)

6章が全市的な話、7章が重点区域というイメージでよいか。

(事務局)

そうである。

(作山会長)

「措置」という言葉がよく使用されている。こういった計画では、「施策」とか「取組」という言葉がよく使われると思うが、「措置」という言葉は一般的なのか。

(内田主幹)

この計画では大きな流れとして、将来像があって、その将来像に課題があって、将来像と課題のギャップを埋める方針を作って、具体的におこすアクションのことを「措置」と言っている。確かに他ではあまり聞きなれないかもしれない。

(宮瀧委員)

p.92の表で、例えば86番の「歴史的文化遺産の収集・保存」はこの表に入れなくても博物館等行政主体で当然行っていること。文化財保存活用地域計画では指定の文化財ではなく、市民が次世代に継承していきたいものを取り上げて、大事にしていこうということなのだから、市民を主体にして例えばさいたま市の都市伝説や言い伝え、方言等を集めてみるとか、93番マップの作成は行政が主体でなくてもイラストが得意な市民の方は必ずいるはず。もっと市民の方を前面に出して、市民の方が関心のあるもの、子供たちに伝えたいもの、次の世代に残したいものを拾えるよう、今日の議論を踏まえて全面的に時間をかけて見直していただけないか。

(作山会長)

私もそう思う。これでは従来通りの文化財行政で、保存や復元を中心としたイメージ。人も足らないし、とりあえず調査などで精一杯と感ぜられる。そのあとの文化財保存活用地域計画をどうやって生かすかという戦略が見えてこない。宮瀧委員がおっしゃるように、市ではできないけど、優秀な市民の方々を活用しましょうということが、この戦略だと思っている。

岩槻のまちづくりでは、すでに市民レベルでマップの作成等いろいろ行っている。昨年まちづくりのプラットフォームを作ろうとした際も、教育委員会は壁があって絡んでこない。既存のまちづくりとか、すでにあるプラットフォームを、部分的に借りて展開してはどうか。

まちづくり事務所との連携が、「方針3たすけあう」に書いてあるが「方針2いかす」の「活用」だと思う。しっかりと活用の方に入れて、予算を持っている事業部隊と一緒に連携するという戦略にしないと、みんな一緒にやりましょうということだけ言って、この計画が終わるのはいかななものかと感じている。

(木本委員)

私もこの委員会で、ずっと地域にこだわっていて、「市民」とか「地域」という言葉、その目線というのがこの計画に非常に重要だと思っている。そういったところをもう少し見直していただきたいということと、「歴史文化遺産」というとどうしても文化財保護行政になってしまうので、可能なら「歴史文化地域遺産」にしてもらって、地域の人がかかわるんだよ、市民がかかわるんだよということを色濃くしていくような計画にしていく必要があるのかなと思う。

(花井委員)

私が千代田区で関わって「千代田区るるぶ」を作った際は、区民だけでなく在勤も含めて募集をかけて、各地域どんなものがあるのかということ毎月会議をして、しっかり発表を行って一つの冊子を作り上げた。作成していく過程で、例えば文化財保護の実態とか、地域の特色の色々な事に気づかされる。様々な立場からお互いに意見交換をし、きちんと発表する場があって一つの冊子を作り上げたことは、すごく勉強になった。たくさんのお会いや横のつながりが出来ることも大事なことだと思う。このように様々な人の視線をきちっとした形で残す何かがあると良いのではないかなと思う。そういった機会があると嬉しいなと思う。

(作山会長)

例えばイベントの主催や共催でなくても、協賛でもいいから市が絡んでいるということで市民は安心したりする。ところが協賛ということさえも入っていないと、市民が勝手にやっていると見えてしまう。そうではなく一緒にやる、協賛して連携していますといったことをどんどん増やしていくと良いように感じる。先ほどからプラットフォームが大事だと言っているが、そこが弱いところである。

(渡辺委員)

他市でも地域計画の策定に関わったので思うのだが、さいたま市の場合は、若い人は特に東京に仕事に行って、さいたまに寝に帰ってきている。それもふまえてこの文化財保存活用地域計画そのものが誰のものなのかを考えていただきたい。

また、さいたま市民がさいたま市の良さに再度気が付いてもらうのが、この策定の一番大きな意味ではないか。こんなに良いところに自分たちが住んでいるんだということ分かってほしい。そうすると今まで議論したように、この取組の主体のところは市民の方にもっと入っていただきたい。今は忙しいから無理という人たちも親御さんがやっている、自然と引き込まれてきたり、地域でお子さん可愛がってもらえたり、良いことがいっぱいあると思う。何となく行政がすごく大変で、行政が全部やる、でも予算は無いし人も減らされているし、という流れになっていて悲しい。事実かもしれないが、もっと市民のパワーを入れていただいたほうが良いと思う。

(東角井委員)

市民の力といいますけど、私は正直そんな簡単ではないと思っている。文化財を保有している側からすると、氷川参道の維持管理だったり、他の神社でも開発によって土地が削られたり、お囃子、神楽といったものがどんどんなくなっている。市民の力を取り入れよう、と言うが、本当に楽しくて、それに生きがいを感じてないと、継承されていかない。片足を突っ込んでやる程度の保存だと、それは継承されていかない。

皆さんがおっしゃるとおり、こんな魅力的なことをやるので一緒にやりましょうと、行政が積極的にやっていかないと市民の力はそんなに簡単に動かないし、素人に勝手にやられてしまうと、どんどん形が崩れてしまう。そこを行政の方がしっかり固めるのが大事。

もう一点、文化財保護行政の敵は行政でもあるような気がしている。埼玉県、国も同じかもしれなが、町の開発があるからここはこうしましょう、とか、条例を改定して開発をされてしまう。もっとさいたま市の中でも、横の行政との繋がりがないと、もっと都市局、経済局とかそういった部署と協力してやらないと、文化財保護課だけだとほかの行政の人たちがついてこない気がしている。

私が7年後の想像をしているのは、表紙にもある、「福みみズ」と「サクラソウサギ」という二つの柱、さいたま市は、これをやりたいんだろうなと思っている。

7年後に真福寺貝塚を、富士見市の水子貝塚公園のように整理して、公園や芝生、竪穴式住居を作って完成する。それは見える結果である。サクラソウは、目に見えて花が咲き、人を呼ぶことができる。国の天然記念物という大義名分もあって、この真福寺貝塚とサクラソウしかできない気がする。

四つの柱ということでしたら、これで2つなので、もうあと2つあればいいのかなと思う。例えばさいたま市の街と街道だったら、城下町として街道の雰囲気が残っている岩槻を3本目の柱にする。4本目の柱は、やはりさいたまの祭というところで、浦和の「十二日町」や大宮の「十日町」、あと「夏祭り」といったメジャーな祭りで人を呼び、そこに人が来るのを見越しながらも、周りの小さな祭りを守っていく。この四つの柱がないと私はいけない気がしている。真福寺貝塚とサクラソウが弱いわけではないが、人を呼び込めるような魅力が必要だと考える。

(宮瀧委員)

市民という言葉の中で、小・中・高校生を活用してない。新座市の生涯学習課がやる市のイベントのチラシは、県立新座総合技術高校デザイン科の生徒がボランティアでデザインしている。そうすると、市の職員が作成したものより数段良いものができるし、チラシの下には生徒の名前が入るので、生徒にとっては一生の財産になり、自己PRの手段になる。

地域に根ざした学校で、さいたま市の文化や歴史を検証するサークルや部活などの発表の場として協力してもらえば、すごくやる気をもってやってくれるのではないかな。市民というのは勤め人だけではなく、子供たちも十分色々な場所で活躍できるのではないかな。

(青木委員)

7章に区域と地図があって、これに基づいて措置がされていくと思うが、重要なものが抜けている。これからこの表で拘束していくのか、単なる参考資料になるのか。この表にないから指定しないとか、審議会で取り扱わないとなってしまうのか。見落としがないかどうか今の段階でわかる限りのことを議論するとか、何か方法がないものか。

(事務局)

これについてはとりあえずピックアップしたものを載せている状態で、精査をしているところ。埼玉県と話をした時に、こちらの表自体は、実際に措置が見込まれるものを記載すべきと指摘をうけている。そのため指定かどうかの話ではなく、ここで記載しているのは、実際にこの7年間で何かしら活動していくというものをここに載せている。この先市民の皆さんと一緒に、新しい発見等をしていこうと思っているが、そういったものもどんどん入れてくことになると思う。それは、次計画の段階でまた見直しが図られて、また新しく二次の時に措置が行われるようなものに切り替わっていくと考えている。

(作山会長)

我々は文化財保護審議員ではないので、文化財の話だけではなくて、その候補となりうるものも入ってくる。例えばマップを作るとか、マップに入るのも一つの措置になる。文化財指定まででなくても、市民の認識として大事だなというものが明示されることが重要だと思う。

(内田主幹)

一般的には、別冊の方で指定文化財の全ての一覧と、把握してる限りの未指定文化財の一覧をつけることになっている。それとは別に措置の方の一覧は、基本的には計画期間で何かやる計画があるものを中心に、第二期、第三期でやりたいというものも入れてもよいのだが、少し今の状態だと多いのかという印象である。

また措置のところに文化財の名前を書くというのは非常に重要なことで、戦略的に考えるところである。文化庁や国の補助金をこの措置に充当しようという場合は、ここに明示されていないといけない。この文化財について、この計画期間でこれをやりたいというのがある場合は、必ずその文化財の名前を入れておく必要がある。そういった視点でもう一度見直す必要もある。

今ここに書かれている措置は、継続して申請しているような補助金が多いが、デジタル田園都市交付金のような大きな補助金にも使える。他の部局とも調整して、こういった大きな目玉事業を入れる必要があるのかという視点で、考えると良いのではないか。

協議事項について

【会議資料】 p. 146～150

- ・事務局より、2協議事項(1)さいたま市文化財保存活用地域計画(案)第9章について説明
- ・事務局に対し以下のような意見等があった

(作山会長)

9章について、やるかどうかは別として、文化庁の事業やその他の国の補助事業も活用できる可能性があるわけだから、文化財保存活用地域計画を作ることは、それを使う大きなメリットになる。もう一度戦略的に、検討していただきたいが、スケジュール的には間に合うのか。

(事務局)

今のところ、当初の計画通り来年の7月の認定を目指して、年度内で考えている。ただ、スケジュール感としては、9月の後半に文化庁へ行って協議をするという時間を取っている。今お話いただいたご指摘や文化庁の指摘を受けながら修正し進めていきたいと考えている。

(作山会長)

最終的には、将来的にうまく活用して欲しいと思う。さいたま市は、東京に近い生活文化都市で、都心に近くて便利で自然も豊かで、そういうところでも、歴史や文化遺産も多くて、それに触れてみたらすごく良いところだと発見して、そこから色々な活動を展開していく。それをこれからどんどん推進していくということだと思う。

例えば市民の方が、社団法人でマルシェをやって、自分たちの町のよさを自分たちで表現したいといったことをやっている。連携すればもっといろんなことや大きな展開ができるはず。余裕がないかもしれないが、展開できるきっかけづくりとして、この計画が使えるととても良いのではないか。

(宮瀧委員)

サッカーも、さいたま市には二つのチームがあつて、盛り上がっていて、それは指定文化財にはならないけど、「サッカーの街」というのは、この地域計画では十分対象になる。

(作山会長)

前回、アニメの話もでたが、そういったものも活用したら、市民の方もこの計画に入りやすい。庁内の調整も含めて再構築していただければと思う。

(事務局)

ご指摘のとおりで、現在これをやるだけの人数は文化財保護課にはいないと認識しており、市民の皆さん、団体の方の力がないと成り立たないと思っている。ただ、地域の方とか団体の把握、どういった方々いるのだろうかとか、そこから始まることになってしまっている。今後その繋がりを確認しながら、委員の皆様にお話いただいたような流れに持っていければと考えている。

(作山会長)

それに関しては、最初から全部ここで構築しようとするは大変である。今あるプラットフォームに文化財の話も一コマ入れさせてくださいと間借りする、そこから出発するみたいな方がいいのではないかと思う。最初から体系的に整えようとする、ものすごい時間がかかるのでやめたほうがいい。

(作山会長)

基本方針、課題からの流れ、重点区域、テーマ設定もとても良いと思っている。しかし「措置」の部分が、行政側が抱え込みすぎていて、今回新しくこの計画を活用するのに、新しい事業イメージがなく、従来型のものが整理されるだけで、何をやるのか見えてこないことがもったいないと思う。

市民や団体もうまく活用し、もちろん市民だけに任せるのではなく、行政と連携するというのが大事。そこへ他の部局との連携の事業が出てくるのかもしれない。ぜひ、今回の声を活かしていただきたい。

(事務局)

事務局としても少し後ろ向きになっていた部分があり、大変有意義なご意見をいただいた。今日の意見を踏まえて、また文化庁との協議の結果も反映し計画の方を進めていきたい。

(事務局)

いろいろご指摘いただき、市民の方のマンパワーを使うのは大事だと実感している。学校との連携で言うと、学校内に古墳がある大宮国際中等教育学校の生徒達と一緒に、古墳や発掘について勉強したり、「見沼通船堀閘門開閉実演」では自治会にご協力いただき、子ども達に実演に参加してもらった。引き続き、市民の方へネットワークを広げていきたいと考えている。

以上